全協文書第B17-0082号

平成29年9月25日

会員各位

（公社）全国ビルメンテナンス協会

会　長　　一　戸　隆　男

無期転換ルール導入に係る

促進キャンペーン周知協力依頼について

拝啓　時下益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営につきましては、ご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、表記につきまして、厚生労働省労働基準局より別紙のとおり「無期転換ルール導入に係る促進キャンペーン」の周知依頼がございました。

「無期転換ルール」は、平成25年4月施行の改正労働契約法第18条で規定され、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込により、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる、というものです。

平成30年4月から始まり、契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問わず、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超えるすべての方が対象です。

無期転換ルールへの対応は、中長期的な人事管理もふまえ、無期転換後の役割や労働条件などを検討し、社内規定を整備するなど、一定の時間を要します。円滑な導入を目指して、平成29年9月10月は「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間となっています。

つきましては各社においての導入整備および、労働者への周知方、よろしく願い致します。

無期転換ルールポータルサイトも併せてご参照下さい。（http://muki.mhlw.go.jp/）

敬具

記

添　付　文

1. 協力依頼文：無期転換ルール導入に係る要請書
2. リーフレット
3. 無期転換ルール相談窓口一覧

以上

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【本件に関する問い合わせ先】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会　事業開発部開発課　松永かほり

〒116-0013　東京都荒川区西日暮里5-12-5　ビルメンテナンス会館5階

TEL　03-3805-7560　FAX 03-3805-7561　matsunaga@j-bma.or.jp